

印刷物仕様書

担当部署	県土整備部住宅政策課		担当者	湊川		TEL	059-224-2703	
印刷物の名称	グラシン紙窓付き封筒 シール付き					数量	1,000 部	
種別	複写ワンセット帳票 ・ 単式帳票 ・ 複写帳票 封筒 ・ その他()							
仕上がり サイズ	帳票類 : A・B判 縦型・横型 その他(横 mm × 縦 mm)							
	封筒 : 角型A4 クラフト(古紙配合率40%) グラシン紙窓付き封筒 シール付き(耳出し) センター貼り							
デザイン 依頼	項目	数量	項目	数量	特記事項			
レイアウト 調整	項目	数量	項目	数量	特記事項	・封筒の見本を提示しますので、それをもとにデザイン、レイアウト調整すること。		
	封筒表:文字等	1						
原稿 内 訳	原稿種類	デジタル原稿			アナログ原稿			
		種類・ファイル形式・規格 等		数量	種類・規格 等		数量	
	文字原稿	Microsoft Excelファイル(別紙1)		1 ファイル	(1ページあたりの字数×ページ数)		字	
	図表原稿	A4相当 B5～A5相当 B6以下		点	A4相当 B5～A5相当 B6以下		点	
表組原稿	A4 B5・A5 B6以下		枚	A4 B5・A5 B6以下		枚		
完全原稿			点			点		
表紙	有	無						
特記事項								

刷版	CTP版又はPS版(どちらでも可)		マスターペーパー・その他()																								
印刷	オフセット・オンデマンド		・その他()																								
ページ数・校正・印刷色・用紙	冊子(紙面)の構成		印 刷 色	文 字 校 正	色 校 正	用 紙		規格・連量 又は 坪量																			
			色数	印 刷 色	回数	部数 / 回	種 類	回数	部数 / 回	品種・銘柄	規 格	連 量	坪 量														
	1枚目		表	1 色	緑	1 回	1 部	デジタル色校正	1 回	1 部	クラフト	判	kg	g / m ²													
			裏	色		回	部		回	部																	
	2枚目		表	色		回	部		回	部		判	kg	g / m ²													
			裏	色		回	部		回	部																	
	特記事項		・「その他特記事項」欄に記載のとおり 印刷にかかる判断基準・配慮事項は国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準じていますので、当該判断事項に適合する紙、インキ類及び加工資材を使用すること。 ・色指定等に関しては、三重県ホームページ内「印刷物・名刺・封筒のユニバーサルデザイン」(http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/20776012411.htm)にかかる配慮を行うこと。 ・古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材・林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ・「古紙リサイクル適性ランクリスト」についてはAランクを満たすこと。 ・1回目の文字校正時に色校正を行う。																								
	製本	複写ワンセット帳票(枚複写) ・ 単式帳票(枚綴り) ・ 複写帳票(枚複写 組) ・ 封筒 その他()																									
	加工																										
	特記事項																										
納品	納品日	令和7年3月14日(金)15時まで																									
	納品場所	三重県県土整備部住宅政策課			分 納 : あり		カ 所	なし	送 料 : 含む・含まない																		
	電子媒体制作	不要	PDF	HTML	その他の	()	使 用 目 的 :																				
	包装・梱包	不要	要	部 单位	包 装 ()	()	梱包(ダンボール)	その他の																			
	特記事項																										
著作権等	1 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引渡しが完了したときに三重県に移転するものとする。 2 本契約に基づく成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。																										
暴力団等の排除	1 受注者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。 ア 断固として不当介入を拒否すること。 イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。 ウ 発注者に報告すること。 エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。 2 受注者が上記のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。																										
その他特記事項	本調達にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」「環境物品等の調達方針」に基づく「令和6年度環境物品等の調達方針 3 役務 印刷」の判断基準を満たすこと。(同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は「国基準等を準用」しているので、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年12月) 3. 文具類及び22-2印刷」の「判断の基準」を満たすこと。) 参考:「みえ・グリーン購入基本方針」「環境物品等の調達方針」 三重県ホームページ http://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」 グリーン購入法.net http://www.env.go.jp/policy/hozon/green/g-law/kihonhoushin.html																										